

平成28年度第1回埼玉県環境審議会議事録

招集の期日	平成28年7月27日（水）		
開催の場所	あけぼのビル501会議室（さいたま市内）		
開閉の日時	開会	7月27日	午前10時00分
	閉会	7月27日	午前11時50分
出席状況	別紙のとおり		
概 要			
<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>（1）報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画小委員会からの報告について <p>3 閉 会</p>			

別紙

出席状況

委員数 18人

出席委員 13人

大塚晃弘	(公財)中央温泉研究所研究員
小野雄策	元日本工業大学教授
小堀洋美	東京都市大学特別教授
関口和彦	埼玉大学大学院准教授
松浦麻里沙	弁護士
吉田徳久	早稲田大学大学院教授
渡邊美知子	埼玉県女性薬剤師会会長
矢作俊信	埼玉県農業協同組合中央会常務理事
小久保憲一	埼玉県議会議員
山本正乃	埼玉県議会議員
新井雄啓	越生町長
鈴木英善	公募委員
丸山瑞子	公募委員

欠席委員 5人

小口千明	埼玉大学准教授
栗原裕子	埼玉県商工会議所女性会連合会会長
滝澤玲子	埼玉県生活協同組合連合会常務理事
菱沼要治郎	(一社)埼玉県猟友会会長
諸井真英	埼玉県議会議員

第1回 埼玉県環境審議会

平成28年7月27日（水）

午前10時00分 開会

○司会（森田） 皆様、おはようございます。大変長らくお待たせをいたしました。丸山委員でございますが、御存じかと思いますが、京浜線の事故でちょっと遅れるという御連絡をいただいております。大変恐縮でございますが、定刻となりましたので、ただいまから平成28年度第1回埼玉県環境審議会を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます埼玉県環境政策課の副課長の森田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、ここからの進行は座って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

ここで、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、本日机上へお配りしております本日の次第でございます。座席表、名簿、当審議会の規則、それとあとは先日郵送で既に配付させていただいております報告事項、資料1、資料2、それと資料3、A3のものでございます。

以上でございますが、お持ちでない方がもしいらっしゃいましたら、事務局のほうにお声かけください。よろしいでしょうか。

それでは、初めに埼玉県の環境審議会の委員の交代がございましたので、御紹介をさせていただきます。

埼玉県議会選出の3名の委員の方が辞任されたことに伴いまして、新たに3名の委員が任命されましたので、御紹介をさせていただきます。

埼玉県議会議員の小久保憲一様でございます。

○小久保委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（森田） 同じく、埼玉県議会議員の山本正乃様でございます。

○山本委員 よろしく願いいたします。

○司会（森田） ありがとうございます。

それと、もう1人、諸井真英様ですが、本日御都合で欠席となっております。

また、畠山委員と池田委員につきましては、一身上の御都合により平成28年3月31日付で辞任届が提出されたことを報告させていただきます。

ここで、また年度がかわりまして、県のほうに人事異動がございましたので、改めて出席しております県の幹部職員を御紹介させていただきます。

環境部長の宍戸でございます。

○宍戸環境部長 よろしく申し上げます。

○司会（森田） 環境部副部長の岡崎でございます。

○岡崎環境部副部長 よろしく願いいたします。

○司会（森田） 参事兼水環境課長の葛西でございます。

- 葛西参事兼水環境課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（森田） 産業廃棄物指導課長の田中でございます。
- 田中産業廃棄物指導課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（森田） 資源循環推進課長の安藤でございます。
- 安藤資源循環推進課長 よろしくお願ひします。
- 司会（森田） みどり自然課長の豊田でございます。
- 豊田みどり自然課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（森田） 環境政策課長の牧でございます。
- 牧環境政策課長 牧でございます。よろしくお願ひいたします。
- 司会（森田） 温暖化対策課長の石塚でございます。
- 石塚温暖化対策課長 石塚でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 司会（森田） エコタウン環境課長の松山でございます。
- 松山エコタウン環境課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（森田） 大気環境課長の石鍋でございます。
- 石鍋大気環境課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（森田） ここで、環境部長の宍戸より御挨拶を申し上げます。
- 宍戸環境部長 皆さん、おはようございます。

私、今御紹介賜りました環境部長の宍戸でございます。

本日は、平成28年度第1回環境審議会開催しましたところ、御参集賜りましてありがとうございます。当審議会、あるいは審議会以外でもいろいろな場面で本県環境行政に御指導賜っておりますことを、改めてお礼を申し上げます。

既に御存じのことと思はれますけれども、当審議会では埼玉県知事からの諮問事項あるいは諮問事項に向けた事前の準備あるいは検討段階での協議事項、あるいは私ども環境行政の重要事項についてのご報告を受けていただくと、いろいろな仕事をお願いしてございます。

本日の議題は、その中でも報告事項ということで、環境基本計画小委員会からの報告について、これまでずっと小委員会で御検討賜りましたことの報告事項を報告させていただきます。

どうか委員の皆様には、いろいろな各方面からいろいろな角度で御意見を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

- 司会（森田） ありがとうございます。

本日の会議は、委員数18人のうち12名に御出席いただいております。埼玉県の環境審議会規則第6条第2項の規定によりまして、本日の会議が成立していることをここに御報告いたします。

それでは、埼玉県環境審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を吉田会長にお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願ひいたします。

- 吉田会長 それでは、これ以降、私の方で議事を進めさせていただきます。まず会議の公開についてお諮りをいたします。審議会は、原則として公開することとされておりまして、本日の審議事項等

を考慮いたしましても、本日のこの会議を公開することに問題はないと思いますが、皆様方御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田会長 よろしゅうございますか。

それでは、本日の会議を公開で進めさせていただきます。

本日は、傍聴者の方はおいでになりますか。

○事務局 傍聴者はいらっしゃいません。

○吉田会長 そうですか。

それでは、次にまいりますけれども、もう一つ事務的なことでお諮りをいたします。埼玉県環境審議会の規則第10条の2項に基づきまして、本日の議事録の署名委員をお二方、ノミネートさせていただきます。

本日の委員御出席の中で、松浦委員さんと渡邊委員さんをお願いいたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。お願いいたします。

それでは、本題に入りたいと思います。本日の議題は、先ほど部長からも御紹介がございましたけれども、報告事項が1件、その内容は環境基本計画小委員会からの報告についてでございます。

平成27年8月、昨年8月の審議会におきまして、環境基本計画の改定について審議するために環境基本計画小委員会の設置について議決がなされております。その後、私の方から委員さんを指名させていただきました。そこで、環境基本計画の改定について審議がなされております。

本日は、小委員会の小野委員長から審議の結果を御報告いただくことにしたいと思います。

小野先生、よろしくお願ひします。

○小野委員 おはようございます。

環境基本計画小委員会からの報告について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、報告事項のほうをごらんください。

1の小委員会委員でございますけれども、小委員会の委員は環境審議会規則に基づき、吉田会長の指名を受けた環境審議会委員7名、特別委員2名、計9名で構成されました。

なお、畠山委員は平成28年3月で委員を辞任いたしましたので、今年度は8名となっております。

後で説明しますが、畠山委員が小委員会委員長でしたけれども、3回、畠山委員のもとで審議し、その後を私が引き継ぎまして2回審議を行いました。

次に、2の審議事項は、埼玉県環境基本計画の改定についてということでございます。

次に、3の審議経緯でございます。

環境基本計画小委員会は、環境基本計画の改定について審議するため、平成27年8月21日の環境審議会において設置の議決がなされまして、小委員会は実際には昨年の12月以降、これまでに5回審議してまいりました。

事務局が作成した案をもとに、計画の構成、長期的な目標や施策展開の方向性について検討し、その後、分野ごとの想定される施策、取組、施策指標などについて検討を進めてまいりました。

審議の過程ですけれども、さまざまな意見が出されております。

資料2ですけれども、実際には第4次基本計画の大きな項目として4項目ありましたが、事務局案の5項目を大筋了承いたしました。実際に、それぞれについて施策目標をある程度審議してまいりました。

出た意見としましては、言葉が結構難しい部分、環境分野でしか使われない分野とかというものをもっとわかりやすく、あと見える化、それから施策目標、これ全ての項目に上げてしまいますと、かなりの項目になってしまいますので、ある程度選択してまいりまして、その選択理由をやっぱり明記すべきであるということが審議の中でかなり議論がされました。やはりどういう形で選んだのかということを中心に、ある程度明記、余り細かく明記しますと数十ページになってしまいますから、簡略化してでもいいから明記してほしいとの意見が多数ありました。

それから、何度も言われたことがですが、見える化、わかりやすさというのをもうちょっと前面に出して作成してほしいという意見が多数出ております。我々の小委員会は、審議会の委員が今月末ということもありまして、現時点において合意できた部分について資料3をご覧ください。環境基本計画改定骨子ということで整理いたしましたので、本日環境審議会に報告させていただきます。

資料の説明は、事務局からお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○牧環境政策課長 環境政策課の牧でございます。

それでは、事務局がかわりまして説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

一部読み上げのような形で説明させていただきます。時間としては20分ちょっとになると思いますが、よろしくをお願いいたします。

まず、資料1、埼玉県環境基本計画（改定版骨子）の概要をごらんください。

「1 改定の趣旨」でございますが、現行の第4次環境基本計画の計画期間は平成24年度から平成33年度までの10年間で、計画の中で社会経済や環境の状況等の変化に対応するため、おおむね5年をめぐりに見直すこととしております。

そこで、計画の5年目に当たる今年度、所要の見直しを行います。

見直しということでございますので、計画の大枠については変えてはおりません。

次に、「2 施策体系」でございます。

計画の体系について見直しを行った結果、長期的な目標が5、施策展開の方向が20、施策指標が37となっております。

次に、「3 主な変更点」でございます。（1）長期的な目標は、21世紀半ばを展望した長期的な目標でございます。現計画の4つから改定版は5つになっております。

見直しの1つ目は、未曾有の災害である東日本大震災を経て、地球温暖化分野、エネルギー分野の変化を踏まえ、現計画の長期的な目標「Ⅲ 生活の豊かさを実感できるエネルギー消費の少ない低炭素社会づくり」を一番初めに掲げ、「Ⅰ 新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり」とエネルギー対策を前面に出した名称としている点でございます。

見直しの2つ目でございますけれども、廃棄物対策も同様に、東日本大震災を経て災害時の対策の必要性が高まっていることなどから、「Ⅰ 環境負荷の少ない安心・安全な循環型社会づくり」を

「Ⅱ 限りある資源を大切に作る循環型社会づくり」、「Ⅳ 安心・安全な環境保全型社会づくり」の2つに分けているところがございます。

(2) 「施策展開の方向」は、長期的目標を実現するため今後5年間に取り組む方策でございます。現計画の18から改定版は20に増やしております。

変更点としては、地域で使うエネルギーを地域でつくり出す新たなエネルギー利用が進んだ社会を目指すため、現計画の「13 再生可能エネルギーの活用」を「1 新たなエネルギー社会の構築」に改めました。

また、現計画では施策体系外に位置づけておりました「放射性物質による環境汚染への対応」を「13 化学物質・放射性物質対策の推進」の中に盛り込みました。

さらに、環境基本計画においても「防災」という視点を盛り込むこととし、「15 環境分野の災害への備えの推進」を位置づけております。

続きまして、資料2、第4次環境基本計画と環境基本計画（改定版）施策体系比較をごらんください。

左側が現行の第4次環境基本計画、右側が改定版の施策体系でございます。ローマ数字太字のゴシック体で表記したものが「長期的な目標」、算数字明朝体で表記したものが長期的な目標を実現するために今後5年間に取り組む「施策展開の方向」をお示ししております。

改定ということですので、前の5年間の計画を踏襲しております。社会情勢により一部順番を変えたりですとか、語句の見直し、必要に応じて内容をより充実させたものにしております。

改定版では、長期的目標を「Ⅰ 新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり」、「Ⅱ 限りある資源を大切に作る循環型社会づくり」、「Ⅲ 恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり」、「Ⅳ 安心・安全な環境保全型社会づくり」、「Ⅴ 環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり」の5つを設定しております。

また、施策展開の方向は、「1 新たなエネルギー社会の構築」からずっと下にまいりまして、「20 環境科学・技術の振興と国際協力の推進」まで20で構成しております。詳細につきましては、資料3でご説明を申し上げます。

資料3、埼玉県環境基本計画（改定版骨子）を御覧ください。

ここでは、長期的目標を実現するために今後5年間に取り組む方策である「施策展開の方向」とその具体化するための手段である「今後の施策」「取組」及び計画の進捗状況を管理する5年後の目標数値を定めた「施策指標」を中心に御説明いたします。資料は、長期的な目標ごとに1枚になっております。

なお、取組の欄に新とあるもの、それから施策指標の欄に（新）とあるものが見直しを行った結果、新たに計画に反映されるもの、（共通指標）とありますのは、ほかの施策展開の方向の両方に関連した指標でございます。

では、1枚目より説明してまいります。題字の下が大きな目標でございます。1枚目です。

「Ⅰ 新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり」、施策展開の方向「Ⅰ 新たなエネルギー社会の構築」でございます。

施策は、水素エネルギー活用社会の構築など4施策、取組は燃料電池自動車の普及促進など6本で
ございます。新たな取組として、燃料電池自動車の普及促進、水素社会の実現に向けた取組の推進、
またコージェネレーション、すなわち電気と熱を同時につくり出し、エネルギーを効率的に活用でき
るシステムの普及拡大の3本を加えております。

施策指標は、新たに「再生可能エネルギーの電源構成割合」となっております。

次に、「2 地球温暖化対策の総合的推進」でございませう。

施策は、低炭素型で活力ある産業社会の構築など7施策、取組は地球温暖化対策計画制度の円滑な
運用など19本でございませう。新たな取組として、クールシェア、ウォームシェアなどの取組を進める
環境負荷の少ない住まい方・暮らし方の促進、フロン類のモニタリング調査、フロン類の管理の適正
化の3本となっております。施策指標は、新たに「県全体の温室効果ガス排出量」を加えた3つとし
ます。

次に、「3 ヒートアイランド対策の推進」でございませう。

施策は、地表面や建物の蓄熱の改善など4施策、取組は人工被覆面の緑化など6本でございませう。
施策指標は、「身近な緑の創出面積」など3つとします。

1枚おめくりください。

「II 限りある資源を大切にする循環型社会づくり」の「4 廃棄物の減量化・循環利用の推進」で
ございませう。

施策は、3R（スリーアール）の推進など2施策、取組はごみを出さないライフスタイル、食品ロ
ス削減、事業系ごみ削減の推進など8本でございませう。施策指標は、「一般廃棄物の1人1日当たり
の最終処分量」など3つといたします。

次に、「5 廃棄物の適正処理の推進」でございませう。

施策は、廃棄物の排出者及び処理業者に対する適正処理の推進など3施策、取組は一般廃棄物施策
の適正な維持管理の指導、施設整備への支援など6本でございませう。施策指標は、新たに「県内の高
濃度PCB廃棄物（変圧器及びコンデンサー）の処分率」、「電子マニフェスト普及率」の2つとい
したします。

次に、「6 水循環の健全化と地盤環境の保全」でございませう。

施策は、健全な水循環の推進など3施策、取組は健全な水環境の推進に関する取組や連携の推進な
ど9本でございませう。施策指標は、新たに「1年間の地盤沈下量が2cm以上の地域の面積」を加え
た2つといたします。

1枚おめくりください。

「III 恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり」、「7 川の
保全と再生」でございませう。

施策は、河川の水質保全の推進など2施策、取組は下水道等の整備の推進など6本でございませう。
施策指標は、新たに「川の国応援団への支援件数」を加えた4つといたします。

次に、「8 みどりの保全と再生」でございませう。

施策は、身近な緑の保全の推進など4施策、取組は特別緑化保全地区など地域制緑地の指定など15

本でございます。施策指標は、新たに「校庭芝生化による緑化面積」を加えた4つといたします。

次に、「9 森林の整備と保全」でございます。

施策は、適正な森林整備と保全の推進など3施策、取組は公益的機能を持続的に発揮する森林の整備など8本でございます。新たな取組として森の若返りの推進を加えております。施策指標は、「森林の整備面積」など3つといたします。

次に、「10 生物多様性の保全」でございます。

施策は、生物多様性保全の全県展開など4施策、取組は生物多様性戦略の普及など12本でございます。新たな取組として、外来生物分布状況の把握を加えております。施策指標は、新たに「ニホンジカ捕獲頭数」を加えた2つといたします。

1枚おめくりください。

「IV 安心・安全な環境保全型社会づくり」「11 大気環境の保全」でございます。

施策は、工場・事業場に対する規制、指導など4施策、取組は工場・事業場に対する規制、指導など9本でございます。施策指標は、新たに「微小粒子状物質（PM_{2.5}）の1年平均値」とします。

次に、「12 公共用水域・地下水及び土壌汚染の防止」でございます。

施策は、工場・事業場に対する規制、指導など3施策、取組は工場・事業場に対する規制、指導など4本でございます。施策指標は、「アユが棲める水質の河川の割合」など2つといたします。

次に、「13 化学物質・放射性物質対策の推進」でございます。

施策は、環境リスクの低減など4施策、取組は化学物質の排出量・取扱量などの把握と公表など8本でございます。施策指標は、新たに「環境大気中の石綿濃度1本/L以下の維持」の2つといたします。

次に、「14 身近な生活環境の保全」でございます。

施策は、騒音・振動・悪臭対策の推進など3施策、取組は環境基準等の適合状況の調査など6本でございます。施策指標は、「公害防止方者・主任者向けフォローアップ研修の参加事業者数」といたします。

次に、「15 環境分野の災害への備えの推進」でございます。

施策は、環境監視情報の防災への活用など3施策、取組は大気常時監視データの活用など6本でございます。新たな取組といたしまして、まず1点目、県が大気常時監視で把握している風向・風速のデータを提供する大気常時監視データの活用、2点目、災害廃棄物処理ガイドラインの策定や関係機関等との協力・連携強化など災害廃棄物対策の推進、3点目、事業者の定期的な訓練の実施や対応マニュアルの強化・充実など有害物質の飛散・漏洩対策の推進、4点目、防災拠点等で太陽光発電設備の電力を災害時に活用する仕組みづくりの4つを加えます。施策指標は、新たに「大規模災害対策を組み込んだ特定化学物質管理手順書提出率」といたします。

1枚おめくりください。最後でございます。

「V 環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり」、「16 環境と経済発展の好循環の創出」でございます。

施策は、環境ビジネスの振興など5施策、取組は環境ビジネスの情報提供と人材交流の推進など9

本でございます。1点目、新たな取組として関係団体と連携した産業廃棄物業界のイメージアップと人材育成、2点目、産業廃棄物処理技術の開発や高度化の推進、3点目、効率的な施設利用を進める一般廃棄物処理における産業廃棄物処理施設の活用、以上3本を加えます。施策指標は、「環境ビジネス関連セミナーの新規参加企業数」といたします。

次に、「17 環境と共生する地域づくりの推進」でございます。

施策は、グリーン・ツーリズム推進など4本、取組は民間事業者と連携した情報発信など8本でございます。施策指標は、「地域清掃活動団体の登録数」といたします。

次に、「18 連携・協働による取組の拡大」でございます。

施策は、県民、企業、学校、市町村と連携・協働した環境保全への取組の推進など3施策、取組は廃棄物の適正処理やごみの削減に向けた取組の推進など5本でございます。

施策指標は「環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の派遣回数」などの3つといたします。

次に、「19 環境を守り育てる人材育成」でございます。

施策は、環境学習の機会の拡大など2施策、取組はボランティアや企業と連携した環境学習の支援など8本でございます。施策指標は、「環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊による環境学習の参加人数」など3つといたします。

次に、「20 環境科学・技術の振興と国際協力の推進」でございます。

施策は、環境情報の収集及び提供など5施策、取組は試験研究や地質地盤情報などの環境情報の発信など9本でございます。施策指標は、「環境科学国際センターの共同研究数」など3つといたします。

以上、報告でございました。よろしくお願いいたします。

○吉田会長 ありがとうございます。

○小野委員 この小委員会での審議内容や本日いただく御意見などを踏まえ、よりよい計画を作成していただきたいと思います。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。小堀先生は小委員会の委員でもありますので何かありましたらお願いいたします。

○吉田会長 では、小堀先生から一言。

○小野委員 つけ足すことはありますか。

○小堀委員 補足ですか。

○吉田会長 小堀先生、指名で今までいろいろ意見出して、補足して小堀先生から委員の先生方に御紹介をいただきたいこと、お話をいただいたほうがよろしいとお考えのものがあれば、お願いします。

○小堀委員 わかりました。

私は小委員会の委員の一人として過去5回の委員会において真摯な議論を重ねてまいりました。いろいろな指標のあり方や、指標とはどういう経緯で選ばれたかなど検討させていただきました。先ほども説明がありましたが、県民の目線に立って、県民がこれを読んで、大いに環境に自分も資するようになりたいという気持ちになってもらうことが大切であると考えています。それには、県民にとつ

て内容がわかりやすいことが大事です。そのために、冊子の最後のほうには言葉の定義、どうしてこういう指標になったのか、それから新しい指標も環境の変化によって追加されています。しかし、全部新しくしてしまうと、過去との連続性がなくなるため非常に大事なものは残しつつ新しい指標を加えていくようなことも議論されました。

それから、今回は10年の計画のちょうど5年目の見直しということで、大枠の変更はしないということでしたが、過去の計画がありますので、これらの指標は過去5年前から現在まで、どのような改善が見られたかを、見える化してほしいとの意見は委員の中からだされた大事な点ではなかったかと思っています。

○吉田会長 以上の小野先生と、それから小堀先生からも説明いただきました。改定についての審議の状況は、皆様方にもおわかりをいただけたのではないかと思います。

これから委員の先生方の、これまでの小委員会における基本計画見直し審議のプロセス、途中の過程も踏まえて、あるいはこれからもまだ審議が続くわけでございますけれども、それに対する御要望も含めてですね、ここで時間のある限り討論をさせていただきたいと思いますが、非常に環境というのは今お聞きいただいたとおり幅が広いものでございます。1つの言葉の中にも、切り口によって見えてくるものが大きく違っております。そんなことで、一挙にどこからでも結構ですよと申し上げると、話が非常にしにくいこともあると思いますが、とはいっても私が何々の課題についてのどのような断面からお話くださいというお話をすることも、また難しいものですから、まずは委員の皆様方からの御意見を出していただいて、御議論に類似の御意見は類似の御意見として討論を深めていきながら、また別の意見についての議論もするというような形で、ある程度自由にお話を進めてまいりたいと思いますけれども、皆様方、そういう意味でどこからでも結構でございますが、お気づきの点、御意見賜りますでしょうか、お願いいたします。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 座ったままで失礼いたします。

IVの安全・安心な環境保全型社会づくり。

○吉田会長 資料3の。

○渡邊委員 資料3のIVのところです。

15のところですけども、新しいものが、全部新しいというか、（新）とついたのがありまして、多分これは東日本大震災を踏まえまして、いろいろと変わられた、新しく入れられた部分だとは思いますが、少し御説明いただけたらありがたいなと思います。

○吉田会長 渡邊委員、何について説明をとということ、新規の項目についての内容でしょうか。

○渡邊委員 そうですね、環境分野の災害への備えの推進の推進というところが新たに3施策の中の6本のうち4本ですね、入られていらっしゃる。そのあたりの、ここをこういうふうに行っていきましょうというふうにしたことですね。

○吉田会長 新規4項目中心に、これまでの環境施策の視野からちょっと外れていたのですが、外れていたというところも正確には正しくないのですが、入ってはいったんですけども、そこを東日本大震災を契機として、これから特に注力していこうという、それが基本計画の新しい案に盛り込まれてきてい

るわけですが、その辺の県としての考え方、あるいは目玉、ポイントをもう一度、先生からお話ししていただけますか、ありましたでしょうか。小野先生、お願いします。

○小野委員 実際には、東日本大震災だけではなく、異常気象のための集中豪雨なり、いろいろな災害が増えてきていて、ほかの県だけではなくて埼玉県も今後備えていかなきゃいけないし、充実していかなきゃいけない部分なのでもう少し丁寧に県内を見て充実したものにしていきたいと願っています。実際にはここに書かれている大気の常時監視ステーションがたくさんありますから、それらのデータ解析をきちんとすることが重要です。

災害時にどうしたらいいんだということは、別の計画があるんですよね、県の中でね。それに対応しながら、環境産業にもきちんと対応していこうと。特に、災害廃棄物の問題なんかも含まれておりますし、そういうものをきちんと丁寧に、もう少し見直していただきたい。さらに災害時にはエネルギーも途絶えますので、その辺のエネルギー問題や上下水道の問題もきちんと丁寧にフォローアップしていただきたいというところです。これらは新規課題になっているということですね。事務局のほうからこれらのフォローをお願いします。

○司会（森田） それでは、事務局のから、小野委員からも御発言ありましたけれども、ちょっと具体的に御説明させていただきたいと思います。

まず、1つ目の大気常時監視データの活用というところでございますが、県では例えば火山の噴火ですとか、それに伴った二酸化硫黄ですとか、いろいろなそういったものの監視をしている体制がございます。そういったものをいち早く県民等に伝えるですとか、そういった具体的な活用方法を考えるですとか、あとは小野委員からもお話がございました災害時の県の計画というのは地域防災計画というので、これは環境部で所管しているのではなくて、危機管理防災部というところがありまして、そちらで所管している計画なんですけど、その中で見直しといたしまして災害時に排出される廃棄物をどうやってきちんとその後フォローしているかということで、県と市町村の役割を明確にするようなライフラインをつくるですとか、その具体的な動きがございます。

それと、やはり委員の御指摘にもありましたけれども、震災のときにかなり停電ということで大分、我々苦労したかと思いますが、そういった災害時に対する電源の対策をどうしたらいいかですとか、そういうところの環境面の中から関係する対策を取りだして、そういったものを計画に位置づけるということで見直しをさせていただいているということでございます。

○吉田会長 渡邊委員、いかがでございましょうか。

○渡邊委員 明確になってきて、県民に対して知らしめるいいものだと思います。

○吉田会長 よろしゅうございますか。

ここに関連した御意見ございましたら、先に。

よろしいですか。

じゃ、それ以外の分野で結構でございます。御質問、御意見、御要望ございましたら。

松浦委員。

○松浦委員 同じく資料3のIVの安心・安全な環境保全型社会づくりの取組の中で、13の化学物質・放射性物質対策のところでは施策指標として環境大気中の石綿濃度というのを上げておられるんですけ

れども、この辺が施策展開の方向の中にはこれのほかにダイオキシソと、あと放射性物質というのも上げられているんですが、この中で石綿が問題と取り上げたという、施策指標として取り上げたというのが、何か埼玉県でこの点で重点的に取り組まないといけないというような判断があったのかという、その理由を伺えればというのが1点と。

あと、石綿の大気中への飛散防止という取組について、県としてはどういう取組を予定されているのかというのを伺えればと思いました。

○吉田会長 小野先生。

○小野委員 石綿についてはですね、全国でほとんど検出されるんですね、世界的にも検出されています。ただし、健康を維持するための基準値は設定されていないんですけれども、やはりそういうものは低くしていくという意味合いが非常に大きいものと思います。

これは私の個人的な意見ですがけれども、災害時も結構石綿が飛ぶんですね、家の崩壊や何かにより、やはりそういうものも、ふだんから未然に防止していくということは重要で、直接的にこれが災害と結びついているわけではないんですけれども、ふだんからの監視なり、監視マニュアルなどを作ることが大きなポイントになってくるのかなと思います。事務局のほうから。

○石鍋大気環境課長 大気環境課でございます。

石綿は、ほとんどが建物に使われたんですけれども、一時期非常にいいものだから使えということで、かなり使われてまいりました。そして、それらの建物が老朽化してきて、平成40年をピークにどんどん解体が増えていくという問題がございます。

そうした中で、大気汚染防止法に基づきまして石綿を用いている建物を解体するときには、私どもがまず事前に立ち会ったり、検査をして、そしてきちんと養生して行っているかということをチェックして、解体工事中に大気中に飛散するのを防止するという仕組みも構築しているところでございます。

ただ、それをきちんと遵守しない人もいますので、そういったことを徹底して、これからもやっていくつもりでございます。

以上でございます。

○吉田会長 松浦委員、いかがですか。

○松浦委員 ありがとうございます。

これから解体とかで増えることを見込まれるという点もあって重視しているということもわかりましたので、ありがとうございます。

○吉田会長 どうぞ、新井委員。

○新井委員 1の再生可能エネルギーの施策で、太陽エネルギーの導入促進、これは非常に大切なことではあるんですが、今各市町村で大変困っているのはですね、無秩序といいますか、かなり規制が緩いようなんですね。私は越生町なんですが、何か指導しようとしても、町の規制が届かない、面積的なものとかですね、そういうふうなことでかなり無秩序に急峻な山を削って、崖崩れが起きるようなところへ太陽光が設置されているという状況が越生町だけじゃなくて、いろんな市町村で大きな課題になっていると思います。太陽光を設置すると、近隣に住宅がある場合には、大風のときなんかす

ごい音がするらしいですね、太陽光のパネルを通して夜も寝られないような音がするというふうな訴えもございます。

導入は非常に結構なことなんですけれども、そういった別な環境ですね、自然破壊とか生活環境とか、そういうものも配慮してですね、ある程度指導が市町村ができやすいようなものを考えていただければというふうに思っております。

○吉田会長 ありがとうございます。

今、越生町からの生の声をお聞かせいただきまして、どうでしょうか、事務局としてこのソーラーパネルを普及させるという、温暖化対策の一環ですよという見方もありますが、一方で再生可能エネルギーの導入はソーラーパネルもありますが、その前に風力発電もですね、環境への悪い影響が懸念されるということでアセスメントの対象にもなっておるわけでありまして、ソーラーパネルについて今後県として功罪含めてですね、よい面と悪い面を含めて環境サイドとしてはどのように対応していくおつもりでおられるのか、その辺をお聞かせいただくとよろしいかと思うのですが、いかがでしょうか。

○松山エコタウン環境課長 エコタウン環境課でございます。

今、委員おっしゃったことというのは我々としても問題意識は非常に持っております。実際に、埼玉県はそこまでひどくないのですが、全国各地で非常に危ないという例は見られておりまして、ちょっと計画とは少しずれてしまうかもしれないのですが、実態調査のようなことを少しやろうかなというのは考えておりまして、実際に動き出しております。市町村の方々が、そういった事例をよくご存じだということもありますので、その声を吸い上げて、県としてどうするかということも考えていきたいと思っております。

ただ、残念ながら県には法的な権限がないものですから、しっかりと国に伝えて、危ないものは国のほうで規制をきちんとしていただくというようなことを含めて考えたいのです。問題意識としては持っておりますので、実は越生町さんからも実際ご意見やご質問をいただいておりますので、一方で再生可能エネルギー、埼玉県は太陽光しかないものですから、それはしっかりと進めていきますが、逆の話として環境に悪くなるような太陽光、そういう言い方はないのかもしれないですが、そういうものはやはりきちんと見ていかなきゃいけないと思っております。計画の中でそれを盛り込めるかどうかという、また違う問題かもしれませんが、対応はしていきたいと考えております。

○吉田会長 ありがとうございます。

確かに、今までは余り例がなかったのかなと思います。明らかに環境保全によいことと悪いことというのは分かれて議論されていた面があります。ソーラーパネルは、そういう意味ではちょっと盲点かなと思う点がありまして、もう一つ、新井委員がおっしゃったことのほかにもですね、このまま使い続けて耐用年数が切れた後のソーラーパネルの廃棄物になったときの扱いはどうなのだろうという問題も議論が始まっているように思います。大量に出てくる、どのくらい耐用年数があるかというのは、まだはっきりわからない面もあります。その中に有害物質に当たるものがないのかと言われると、いやあるんだという議論もあります。

ですから、その点、環境サイドが環境保全という今まで後ろから風で押ししていた立場にあるものが

環境に逆風になってくるときにですね、どう立ち向かうかということも含めて基本計画の中には配慮をする方法というのがあるのではないかと、留意点を述べながら促進だよという、そういう書き方もあるのではないかと思います。その辺も今後さらに議論を詰めていく中で御配慮をいただければと思いますが、新井委員、いかがでございますか。

○新井委員 県のほうでも、なかなか規制が難しいという話がちょっとございました。ですから、町のほうは非常に難しいですね。法に抵触するような部分がないものですから、なかなかこういうふうにして、ああいうふうにして、規制するのが難しい。そういう問題がやっぱりある程度法的に町あるいは県が規制できるようなもの、国のほうにぜひ要望していただいて、無秩序な太陽光の設置についてはぜひ何とかしていただきたいということを申し上げたいと思います。

○吉田会長 わかりました。

それでは、先ほど担当課長のほうからも実態調査に、はい、どうぞ。

○田中産業廃棄物指導課長 産業廃棄物指導課でございます。

先ほど、議長のほうから御指摘いただきました太陽光パネルが終わった場合、期限がきて廃棄された場合というお話がありましたが、それにつきましてはですね、V番の環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくりというところの16番の3、産業廃棄物処理業から環境産業へのステージアップの促進というところの②番、産業廃棄物処理技術の高度化の推進というところでございまして、その中にやはり埼玉県、太陽光パネルの設置が非常に多い、住宅の設置が多いということで、それが廃棄物になるということを見越しておりまして、それについても研究開発を進めていくということで書き込ませていただいたというところでございます。

以上でございます。

○吉田会長 わかりました。

これ産業廃棄物になるのですか、家庭の屋根のものが。

○田中産業廃棄物指導課長 建物の解体ということになりますので。

○吉田会長 はい、わかりました。

では、引き続き今の委員から出された意見については御考慮をいただきながら、計画の完成を進めていくということでよろしゅうございましょうか。

その他ございますか。

○小堀委員 小委員会のメンバーでもありますが、私がこういう点が大事ではないかと指摘をしたことで、残念ながら十分に盛り込めていない部分があるか思われますので、もう一度指摘をさせていただきたいと思います。

それは、II番目の限りある資源を大切に作る循環型社会づくりについてです。そのためにはいろいろな施策が必要だと思うんですが、廃棄物に大きなウエートが置かれております。しかし、循環型社会を形成するに当たって、一番大事なのは、地球の資源には限りあって、あるものはもう枯渇しそうに状況になっている。この限りある資源をいかに大事に使うかという最初のスタートの部分のほとんど盛り込まれていないと思われます。

それから、企業としての限りある資源に配慮することに係る内容ですが、企業活動のすべてのプロ

セスでの配慮を含めるのがよいと思います。すなわち、企業が原料となる資源の調達から始まり、生産流通、廃棄、再資源化などのすべてのプロセスにおいて環境に負荷がない企業活動を実践することが大事であると思っています。このように全ての企業活動に目配りをして、初めて循環型の社会が形成されるのではないかと考えております。

しがたって、廃棄をしたものをいかに再資源化するかも大事なんですが、循環型社会の構築には申し上げたような全体のプロセスを視野に入れた循環が必要なのではないかが私の申し上げたい点です。それから、消費者の場合は紙などの森産物、海産物など認証のある商品を購入したり、グリーン購入など、できることはまだあるかと思われませんが、そこらについての書き込みがほとんどないのはちょっとバランスに欠けるのではないかと考えられます。

それから、もう1点は、日本は残念ながら益々自然災害が多発し、それから気候変動にともなう環境変化は、極めて急峻な河川、人口の都市への集中、沿岸部の開発など多くに懸念材料があります。しかし、今までのようなグレイインフラだけでは対応し切れない状況が生じています。東日本大震災でも高い防潮堤も建設された地域もありますが、それで防げるのかといたら、答えはノーですね。それで安心・安全とは言えない。

それではどうしたらいいかというと、自然にある、すなわち生態系が持っているサービス機能も上手に使いながら、災害や洪水を避けることも必要と思います。このような自然のもつ機能を活用する方法はグリーンインフラという言葉で言われているかと思いますが、日本はグリーンインフラまだまだですね。欧米などでは非常に進んでいますが、まだ日本は減災・防災に対する新しいアプローチが十分に行政も取り入れられていないのではないかという思いがあります。

それから、開発についてもLIDなどの新しい考え方を盛り込み、この埼玉県の環境基本計画では、他に先駆けて前向きに取り組んでいることを示していただきたいというのが私の希望です。

○吉田会長 難しい要望として、小委員会でも御発言もいただいたのかと思いますけれども、まだ十分には尽くされておりませんという御趣旨の御発言で、私も初めて伺いましたが、グレイインフラとグリーンインフラの違い、言われてみればなるほど非常にわかりやすいコンセプトだなどと思います。非常に、だけれども実現も難しい、それも確かにそうだと思います。

こういう難しい御意見が出たときに、議長はどうしたらいいかというのは非常に困るんですが、まずけれども、大方は先送りするという、これからの御審議において何分よろしく願いますということが1つでございますが、他の先生方がいかがでしょうか。

○小野委員 今、グリーンインフラという話が出まして、日本ではまだまだでして、ただし3のところのいろんな緑の保全と再生、森林の整備と保全とか生物多様性と、まだまだ正直いいますと、この分野は不完全でして、まだピンポイントとかポイントが点なんです、それがグリーンベルトみたいな帯状になって、もっと三次元的な広がりを持つということ、それを生活圏の中でうまく使うというのがグリーンインフラだと思いますけれども、その辺を小堀先生はかなり主張されておられて、ちょっと骨格の中でもう少しその辺の表現ができればと考えております。先生よろしいでしょうか。

○小堀委員 ありがとうございます。

○吉田会長 ありがとうございます。

その他はいかがでございますか。

○関口委員 私も小委員会のほうのメンバーで、施策指標に関してなんですが、施策指標に関しては1つ1つの指標を非常に長い時間をかけて議論をしたというのは記憶しておりますし、その指標1個1個には十分な意味を持つということは理解をしています。

それで、先ほど松浦委員のほうからも御意見があったんですが、こういうふうに全体をながめてみるとですね、今各項目だけの最後に施策指標として1つのページが表示されるわけですね。そうすると、その1つの項目というか、ここでいうと大きな項目があって、その最後が指標としてくるわけですね。じゃ、なぜその1個1個の指標の意味は、先ほど後ろに全部掲示するというお話出たと思うんですが、その指標が全体の中で、どうしてこれだけが選ばれたのかとかですね、何でここだけ4つあるのにここは3つなんだとか、ここは1つなんだとか、その指標が全体の中で選ばれた理由というところは、最後のところに記載はされるのでしょうか。多分、すごく素朴な疑問で一般の県民の方がこの計画書を見て、大気とか水とか、こういう項目があって、何か推進があって、推進がいくんだと、施策指標はどうしてこの1個になったんだろうというところは、すごく注目される場所じゃないのかなというのは、今全体を思って感じたんですが、その辺は何か記述が入るのでしょうか。それとも、前回の基本計画の小委員会では、このような形でということで骨子は出ていたんですが、そのところを見ると確かに最後にポンと施策の指標が出てくるんですが、その施策の指標が持つ意味というのは議論したんですが、その施策指標が全体の中で選ばれた意味というのは余り議論をしなかったような記憶があるんですが、その辺はどういうふうにお考えかをちょっとお伺いしたいんです。

○司会（森田） 事務局から御説明させていただきます。

関口委員御指摘のとおり、小委員会の中でなかなかちょっと私どもの準備不足もございまして、指標の考え方等について整理をしますということで御説明をさせていただいたのと、サンプルで見本でこんな形を考えますにとどまっておりました。今出たのは、実はその作業を進めているところでございます。十分、書き切れるかどうか、ただいま指摘のありました項目での4つとか3つ、あるいは1つとなっておりますけれども、成果としてやはり数値で表せるもの、中間型でも定性的なものでもいいんじゃないかというお話もありましたが、基本的には計画的に数字であらわせるものをなるべく私どものほうとしては選んだつもりでございます。

今後でございますが、先ほど申しあげましたように作業をしております、本日出席の委員さん方には今月で終わってしまう方もいらっしゃるんですが、私どもでまとめた段階で、またこの場で御審議をさせていただく予定でございます。また、その中で具体的な議論をいただければと思いますが、今日はその辺にとどめさせていただければと思います。申しわけございません。

○関口委員 恐らく、県民の方が見たときに、今みたいに数値が出せそうなものというのは議論というのは余りよくわからなくて、例えば全体を見てこういうところは県として今まで推進してきたし、十分クリアしていけそうだから、特に指標をつくらなくても大丈夫だ。ただ、これについてはこれから新たにやっつけていかなきゃいけないから、指標として必要なんだよみたいなことが書いてあると、多分見ても納得がいくのかなというか、そういうような形で少し入れていただければと思います。よろしくお願いします。

○吉田会長 今、小堀委員と関口委員の御発言は実は内容的には全く対極にあるものなんです。それは、両方を基本計画という性格のものであれば、両方をやっぱり盛り込む必要があると思うんです。つまり、県が進める環境政策の基本コンセプト、あるいは将来展望というのはどうあるべきかということと、実務的にいうと具体的定量目標を設定して、それを着実に年々実現していくことによって、埼玉県的环境レベルを上げていくんだと、こういう両方の必要があると思うんです。

その両方に、また欠点がありまして、コンセプトばかり立派に書いても実務がついていないというのは計画にならない。計画の数値、目標数値を決めるときに達成可能な範囲で設定することによって、見事できましたというのも、これは進歩がない。だけれども、達成不可能な目標を設定して、できませんでした、残念でしたというわけにもいかないと、こういう非常に今日の日本の情報化社会の中ではですね、その辺は環境に限らないんでしょうけれども、行政計画が置かれている大きなジレンマだと思います。その辺、今直ちには答えが出る問題ではないという事務局からのお答えもございましたので、引き続き御検討をいただきたいと思えますけれども、例えば今日お示しをいただいたこの骨子案の中にはシャポーに当たるもの、帽子に当たるものがないんですね。つまり、前書き、コンセプト、前回の計画に比べた新しいコンセプトというものはどこにあるのかというところの説明がいまひとつ足りないかもしれません。

例えば、温暖化対策の書き方が変わりましたよね。それは一体どういう事象、社会事象の変更に基づく変化なのかということ、今までは生活の豊かさは崩さないけれども、低炭素社会をつくりましょうという、いわば八方美人的な表現だった。だけれども、これからはパリ協定ができて、もう本音でやらなきゃいけない。そのときに、新しい技術というものをもうどんどん入れていかなきゃいけないんだという覚悟のほどが見えるわけですよ。そういうことの説明は国民に十分納得できるほどうまい説明をしないとですね、基本計画の価値というものが出てこないんだと思います。

だから、先ほど小堀先生がおっしゃったコンセプトにおいても、もう一度引き続き練っていただく必要もありますし、それから指標がどうしてこの指標は取り上げたんですかということについても、わかりやすく説明する必要があるかと思えます。

先ほど、松浦委員から御質問のあったアスベストの目標をどうして設定するんですかということについては、私が考えるには国のほうでまだ明確な定量的な目標が書いてないからじゃないんですか。ダイオキシンは環境基準がありますよね、排出基準もありますよね、放射線については1ミリシーベルトを中心にして体系ができていますよね。だけれども、もう一つ欠けていたのは、アスベストについてあるようなないようなままで過ごしてきたのではなかったでしたっけ、その辺間違っていれば事務局で訂正してほしいんですけども、アスベストだけが全てではないと思えますけれども、アスベストはやっぱり定量的な目標が必要だというふうに小委員会の中での議論通じて浮かび上がってきた問題ではなかったのかなと思うんですが、その辺ちょっと私が間違っていれば訂正をお願いしたいし、あるいはアスベスト以外にもお考えの項目があれば、その旨ちょっと補足していただければ、委員の先生方の御理解が深まるかなと思うのですが。

○石鍋大気環境課長 確かにそうだと思います。ただいま委員長の御指摘のとおり、石綿に関しましては環境基準とか、また健康、これだけ吸い込むと病気が発症するとかですね、そういったはっきり

と示されるものがないということで、実は私ども国のほうに少しでも早く研究を進めて設定してほしいという要望をしているところですが、まだありません。

しかしながら、石綿の健康被害というのはかなり確実にあるもので、まして40年間ぐらいかかるといって、非常に注意していないと本当に曝露して将来大変なことになるといって、非常に重要な問題であると考えています。

それで、私ども一応この目標の中でですね、環境大気中の石綿濃度1リットル中1本というふうに上げさせていただいておりますが、これは特に科学的根拠があるわけではありません。実際石綿の作業をしているもので1リットル中10本以下というのが労働衛生上の基準になっておりますが、さらに安全度を高めてですね、1リットル中1本ということで、とりあえずの目安で設定させていただいているところでございます。

そのほかの物質といたしましては、今環境基準等を設定されているもので、それ以外のものというのは特にありません。

○吉田会長 わかりました。

関口先生、どうぞ。

○関口委員 たしか小委員会のときに、これの議論というのに私がかかわったんですが、基本的には今20カ所測定地があって、埼玉県はずっとそれがゼロというか、ほぼ出ていないんですね。そのいい状態をこの先もキープしていこうということで、これが施策になったということで、そのときに20カ所というのをきちんと測定を続けようというような話をしたのを覚えていますので、一応そこは補足して頂きたいところです。

それで、今石綿についても、そういう理由で選ばれたと、そこについては物すごく議論をしたんですが、今化学物質、放射性物質推進というところで、この石綿が施策に出てきたということについて先ほど質問もありましたが、じゃほかのものよりもこの石綿を出した理由ですね、その辺が先ほどの施策を選んだ理由というところにつながっているかなというふうに思います。

○吉田会長 ありがとうございます。

そのほか御意見は、新井委員、どうぞ。

○新井委員 10の生物多様性の保全というところでですね、3の野生鳥獣の適正な保護管理というのがございますが、現場といいますか、町の行政を預かる立場としてはですね、非常にこの問題は深刻な問題でございます。イノシシの被害、ニホンジカの急激な増殖といいますか、それからアライグマはもう至る所にいるんですが、毎日のようにわなをかけるとかかります。

それから、アライグマについては殺処分してもいいというような話もあって殺処分しているんだろうと思うんですが、タヌキとかキツネは殺処分しちゃだめだと、これ希少動物に入るんでしょうか。そんなことで、適正な保護管理ということがですね、本当に切実な問題になってきています。

特に、3の野生鳥獣を保護管理する担い手の育成・確保、これはハンターとかわなをかける有資格者の育成ということだと思うんですが、ともかく高齢化しておりまして、本当にこの問題は野生、特にイノシシ、ニホンジカはどんどん増えていくし、それを捕獲する担い手がどんどん減っていくという、これ非常に特に田舎のほうでは大きな課題です。何とか県の行政によりまして、自然環境という

ふうなものバランスが保てるように、ぜひ何とかお願いできればなというふうに思っておりますが。

○吉田会長 これも非常に重要な議題でございます、過日この審議会でも鳥獣保護法の県計画の審議もさせていただいたと思います。自然を守るという考え方が長らく私どもの若いときから、壊した自然を直すんだ、修復するんだということを中心に考えてきたら、今度は逆襲されてですね、人間の生活を脅かすような害獣がたくさん出ている、今年なんかは特にクマもたくさん出ているというような時代の中で、県としてもこれからの野生生物の保護管理というのは非常に難しい課題だと思っておりますが、この基本計画改定に絡めて県側で今お考えになっているポイントといたしますか、その辺今新井委員の御指摘に答える形でコメントがあればいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○豊田みどり自然課長 みどり自然課でございます。

その3番でございますように、野生鳥獣の適正な保護管理ということで、例えばお話に出ましたニホンジカにつきましては非常に増えておりまして、生態系にも影響が出ている、それから農林業にも被害が出ているということで、これは適正な数にするということで、年間3,000頭を目標に捕獲を進めているところでございます。

さらに、侵略的な外来生物ということで、アライグマにつきましても市町村の御協力をいただきまして捕獲を進めておりまして、昨年度の実績ですと3,500頭を超える数を捕っておりまして、それは捕り続けていかないといけないと、まだいろんなところで被害が出ておりますので、そういったさまざまな捕獲ということで担い手の育成というお話もございました。県でも、基本的には猟友会の御協力をいただきながら捕獲を進めるわけですが、その狩猟者の高齢化というのが進んでおりますので、なるべくとる担い手を増やしていくということで、さまざまな団体の職員の方にも狩猟免許を取っていただくということで、いろいろ御案内したり講習会やったりしておりまして、講習を受ける方がまた試験を受けていただくという流れが少しずつできておりまして、新たな免許を取った方の割合ですと、40歳以下の方の割合もふえてきておりますので、全体の総数からいくとまだわずかですが、少しずつそういうことで担い手の育成というのも力を入れておりますので、何とか適正な数というものをできるように進めていきたいというふうに考えております。

○吉田会長 ありがとうございます。

きょうは菱沼委員が御欠席で、猟友会のメンバーでおられるのですが、御欠席でお話が聞けなくて残念でございますけれども、今みどり自然課長のほうから御説明いただいたように、今後県の体制も整備されていくと、猟友会の方々の協力体制もさらに強化されるだろうということで、今後の課題にしていくべき大きなポイントだと思います。

よろしゅうございましょうか。

そのほか、まだ御発言のない方々、いかがでございましょうか。

どうぞ。

○大塚委員 この改定版骨子の取組のところ、感じた部分でございますが、先ほどの御議論の中でも太陽光発電のお話でもありましたが、実態調査とか、また、先ほどの動物のお話もありましたが、いろんなところでモニタリングというのが環境分野で重要というのが共通して1つ、感じました。骨子は、これで大変すばらしいなと思えました。私は、今回の審議会が最後ですので、今後先の話です

が、モニタリングの重要性といいますか、そういったところは地域の皆さんとの情報共有や理解、それから将来予測でここに書いてある指標等にもつながってくる部分だと思いますので、ちょっと漠然とした意見で恐縮なのですが、今後全体的なモニタリングの重要性というものを何かでもう少し強調していただけたらと感じた部分でございます。

あと、先ほどの最初のところの部分に戻りますが、新しくふえた部分として災害対応というのが、備えの推進という15番でございました。安心・安全な環境保全型社会づくりというところで、災害への備えの推進ということで新しい項目、取組が書かれている部分でございます。先ほどの議論中に発言すればよかったですのですが、その中で1、2、3とありまして、一番下の新しく（新）と書かれた部分の②設置した設備を災害時に活用する仕組みというのが一番下の部分に書かれています。これは良いことでいろんなことが考えられると思うのですが、取組の今主に考えられている部分について、御説明いただけますか。

以上、2点でございます。漠然とした意見で申しわけございません。

○吉田会長 モニタリングの重要性を御指摘いただいたことと。

○大塚委員 すみません、わかりにくくて。

IVの安心・安全な環境保全型社会づくりといったところの15番の環境分野の災害への備えの推進、②のところですね、設置した設備を災害時に活用する仕組みづくりといったところで、どういったことがあるのかということで質問させていただきました。いろんなことがあると思うのですが。

○吉田会長 具体的にはどんなことをお考えか、太陽光発電とか蓄電池とか、電気自動車の充電されたものって、エネルギーをためたものというふうに考えてよろしいのか、それ以外のものも考えておられるのか、御説明をお願いしたいと思います。

○松山エコタウン環境課長 エコタウン環境課でございます。

災害時に、我々の取組ですとエネルギーがやはり一番重要な部分で、インフラが全部とまってしまって電気がこない、ガスがこないという状況の中で一定の安全・安心というところで、一定の生活がキープできるような形のものをつくりたいというのを思っておりまして、具体的な取組としては、避難所を中心に平時からエコで災害時でもエコを目指して、太陽光をつけ、蓄電池を設備し、場合によってはEVの蓄電池をうまく使えないかということから、EVは給電機能ありますので、EVがきてそこで電気を供給するV2Hというシステムを整備していくということを中心に、国からの補助もいただきつつ進めているところです。災害を見越してという部分もありますが、そこをうまく、ふだんからエコに使っていきつつ、災害時でも備えをするというようなことを進めております。

○吉田会長 大塚委員、よろしゅうございますか。

○大塚委員 ちょっと私の意見としまして加えさせていただきますと、今後の施策ということで災害時にも活用可能なEV等電気設備は重要だと思いました。加えて、私の専門のほうにもなる水ですが、被災地でヒアリングした中で災害時に温泉などが活躍したというのを多く伺いました。上下水道がやられるとですね、水が不足し非常に困るのが被災地の方からのアンケートで上位の項目に上がっておりまして、お風呂に入れないというのが衛生上たいへんなストレスというのがありました。最近では、災害時協力井戸の登録や施設があり、災害時に井戸や施設を開放したりというようなものが

ありますので、そういった視点の物もこの今後の施策というところの3のところに入るよう将来なればいいなと感じたところでございます。

以上でございます。

○吉田会長 ありがとうございます。

温泉熱の利用の拡大と言ってよろしいですか。

○大塚委員 ただ、温泉だけじゃなくてですね、普通の地下水の井戸なんかの災害時活用も大切です。水が途絶えるとですね、非常にお困りになったということで、被災地では非常に重要なものになっておりますので、井戸のモニタリングも含め災害時活用に考慮いただければと感じました。

○吉田会長 どうぞ、矢作委員。

○矢作委員 今の関連になるんですけれども、災害時の中で避難の関係ですね、住民が災害時において特に都心部、密集地帯というんでしょうかね、そういった中で大規模災害があったときにどこへ避難するかということで、今現在は学校だとか公共用施設に避難をするような形をとっているわけですが、ここで都市農業振興基本法が昨年成立したわけですが、大都市部における特に密集地におけるそうした都市農地の役割というんでしょうか、災害時における避難地というんでしょうか、東京なり神奈川ほど埼玉県は深刻じゃないと思うんですけれども、そういったことも今後、都市農地も減っていく可能性もあるわけですので、そういうことをきちんと位置づけていただく中で住民の避難場所として活用していただく、そういった方向もこの災害対応に備えての推進という中で1つの考え方として計画していただけたらいいかなという部分の意見であります。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○小野委員 先ほどもちょっと説明しましたけれども、地域防災計画とかと環境基本計画とオーバーラップする部分がたくさんあり、その辺の違いをやはり明記していただかないと、今のようになんか意見が出てしまいます。環境面における地域防災計画などは市町村も立てていますし、いろんなものとの関連の中でどのように環境基本計画に盛り込むのかという部分でいろいろな意見が出てしまうと思うんですよね。

だから、その辺でいうと、もう少し整理していただくといいのかなと思うんです。住民の方々は、全部一緒なんですね。住民は1人ですから、どんな計画があろうと、受けるほうは1人なので、どんな計画があるかはわからないわけですから、その辺でいろんな計画があり環境基本計画はここまでという言い方はおかしいですけれども、やはり全体計画も少し明記されて、その中のこの部分ですよということをししないと、これはこれで1冊できてしまう内容ですので、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

○吉田会長 よろしいでしょうか。非常に難しいんですよ、県の中で幾つも計画があつて、そのマーキングする部分をどうやって調整するのか。矛盾していないことは当たり前かもしれませんが、どの部局が責任を持ってやるのということまでなってしまうものですから、計画の中に相互の連携という計画同士のリンケージをつくりながら書き進めていくとか、これは編集上の問題、エディトリアルな工夫の問題だと思うんですけれども、その辺も今小野先生から御指摘ございましたので、矢作委員の御指摘、それから大塚委員の御指摘も含めてですね、そういう形でうまくおさめられるよう

に工夫をしていただきたいと思います。

どうぞ、丸山委員。

○丸山委員 以前から発言していた森林のバイオマス発電事業の件なんですが、この中でエネルギーのその他の再生可能エネルギーの導入促進という部分なのかなというふうなところでちょっと御質問したいんですが、森林の整備というところのこれは具体的に何を意味するのかということをお教えいただきたいと思っています。その森林の整備で間伐、伐採するというのも、この中の整備に入ると思うんですけども、その有効利用というところが再生可能エネルギーの中の一部かなというふうには私は理解しました。

森林の秩父にありましたバイオマス発電所の項目がここの中に表現されていないというふうには私は見えたんですけども、その辺についてわかりやすく教えていただきたいと思います。

○吉田会長 今のバイオマスの利用促進については、この目次上、どこにどう位置づけられていると考えたらいいのかということだと思いますけれども、事務局のほうから御回答いただけますか。どこかで読めることは読めるんでしょうけれども、その形がうまくできているかどうかということだと思いますし、あるいは埼玉県特有の事情などもあれば、その辺も含めてお考えを、バイオマス利用促進についての。

○司会（森田） バイオマス発電、具体的などころにつきましては1枚目の、先ほど御指摘がございましたその他の再生可能エネルギーの中で導入促進、1枚目の2の再生可能エネルギーの普及拡大、②のその他の再生可能エネルギーの導入促進の中に位置づけております。

○吉田会長 丸山委員、いかがですか。

○丸山委員 どうして質問したかといいますと、最近の新聞記事に出ていたんですけども、群馬県の上野村というところのバイオマスの発電所、それを具体的に動かしたことによって13人の雇用を確保したと、そのうちの10人がUターンし、ほかのところから村に戻ってきて活性化になったという記事が出ていたんですね。日本の国土の3分の2は森林だというふうに言われていますけれども、それを有効利用という中の具体策がまだ何か明確ではないかなと、埼玉県としてはないかなというふうには思ったことがあります。

具体的に、秩父のバイオマス発電所というのがあったのにもかかわらず、あそこはまだ動いていないと。それについて埼玉県としてはどのような位置づけにあるのかということをお聞きしたいと思います。

それで、森林の整備というのは具体的にどんな動きなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○松山エコタウン環境課長 秩父のバイオマス発電所は実証的にやっていたのが火事に遭って、いまだに動いていない状況で、残念ながらなかなかコスト的な面が合わなくてうまくいっていないという状況です。

バイオマスについては、埼玉県の場合、先ほど太陽光の話が出ましたが、再生可能エネルギーの中の大きな要素としては太陽光とやっぱりバイオマス、風とかなかなか地熱とかは難しいので、そちらにあるんだと思っています。

現状では、なかなかどうしてもバイオマス、コスト的に非常に合わないというのがありまして、発電してもなかなかその電気が高くついてしまうというところがあって、普及が進んでいないというのが正直なところ。バイオマスに関しましては埼玉県の場合は森林もありますけれども、下水汚泥であったりとか、あるいはごみそういったものも含めて全般的に都市の部分、森林の部分、両方ありますので、うまく生かしていきたいと考えております。できれば今お話があったように1つのものができて、いろんなところに波及をしていく、雇用だとかということも含めて、発展できないかなというように常に考えております。

現況においては、森林含めてバイオマス、この計画の中でしっかりと位置づけ、1つの柱として考えておりますので、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

○森づくり課 森林の整備についてお答えいたします。

森林の整備ですけれども、埼玉県としまして今年度は、2,500ヘクタールの森林の整備を目標としております。内容につきましては、間伐、枝打ち、下刈りなどの保育作業を考えています。繰り返しになりますけれども、県では、間伐を推進し除伐、下刈り、枝打ち等の森林の整備を進めています。そして、新しい取組項目としまして、森の若返りの推進という項目を挙げております。埼玉県の森林は、伐採可能な森林の面積が約8割になっているという状況がありますので、高齢化しているということになります。それを成長の良い、新しい若い森林に変えていくということで、できる限り主伐をして、その後の更新をしていく。新しい木を植えて、新しい森にしていこうということができる限り進めていくということでございます。

○吉田会長 いかがでしょうか。

○丸山委員 ここにもうたってありますが、その整備のですね、森林ボランティアの活動でやるようにうたっているんですけども、これ人事配置だとか予算というものはどんなふうに考えているのでしょうか。

○森づくり課 ボランティアにつきましては、やはりボランティアということですので、県民に対して我々が強制するものではないのですけれども、できる限りそういうボランティア活動に参加していただく人の育成を進めていく。ボランティアの中には、企業、団体のボランティアがかなり多いので、そういう方のご協力を得ることを、現在推進しているところでございます。

○丸山委員 すみません、細かいことなんですけど、先ほど2,500ヘクタールという広さをお話になったと思うんですが、これはボランティアだけでやろうとしているということなんですか。

○森づくり課 これは、埼玉県民有林の全ての事業量を含めたものになります。民間の事業者が事業として間伐を行うものも、埼玉県が県の山を伐採したりするのも、全て含めた面積になっております。

○丸山委員 その面積の作業をする割合なんですけど、どれだけの人を人員配置して作業をするのでしょうか、この資料の中では、ボランティア活動で全部賄うと読み取れますが、整備を進めるという上において具体的な数字みたいなものはあるのでしょうかということをお聞きしたいと思います。

○森づくり課 森林の整備の実際の事業主体は、森林組合が中心になります。埼玉県には4つの森林組合があるわけですが、その4つの森林組合が中心になってやっています。ボランティアにつきましては、人数的には多いのですが、一人当たりの作業面積は小さいものです。基本的には森林整

備事業者としては、森林組合がメインの事業体であります。

○丸山委員 ありがとうございます。

○吉田会長 ボランティア活動を支援しながら、これからより大きな力にしていきながら森林管理を充実させましょうというのが趣旨だと思うんですね。メインなパワーではないと、だけれども今のままでいいと言っているわけではなくて、ボランティア活動をより促進しましょうということをここに書いてあるんだと思います。

その森林の整備、育林の問題と、もう一つ丸山委員がおっしゃったのはバイオマス発電、発電だけがバイオマスの利用ではないのでしょうけれども、バイオマスの管理活用についてエネルギーという、再生可能エネルギーの普及という観点と森林の育成という観点の両方のマッチングがうまくできればいいですねという御趣旨だと思うんですけれども、その辺はまた今後考えて、さらに議論を詰めるときに工夫をしていただければと思いますが。

ただ、バイオマスの発電で、さっき御発言あったように、ありていに素人がいきなり飛び込んでも採算の取れる事業ではないと思うんですよね。よほどのノウハウを持った企業でないとうまくいかない。だから、フィードインタリフをうまく使い、それから木材の調達を安定的に行い、品質管理ができて、中には建設廃棄物の中の木材を使い、伐採木材を使い、純粋の木を使いという、純粋のとか、本来の木材資源を使いと、いろんな工夫をしてやっているわけですね。

だから、そう濡れ手に粟のようにもうかるものでもないというところでですね、事業化が難しいんだと思って私は理解しているんですけれどもね。その中で、だけれども方針とすれば政府の方針としても県の方針としても、再生可能エネルギーの普及を図らなければ、最終的には国は低炭素社会にはならない、ミッションゼロの国にはならないということですから、その難題に向かってこれから努力を開始するという、今スタートラインについたところではないかと、大きく言うそうですね。今までの温暖化対策と切りかえて、新しい温暖化対策がこれからスタートする。でも、実はみんなわかっているつもりでいそうでいながら、実はなかなか先が見えていないというのが温暖化対策の難しさだと思うんですね。

例えば、京都議定書の目標が達成できたのは、あれは国内の努力ではなかった。主に言えば、海外から排出権を買ってきてマイナス8%を実現したと。ですから、我が国、国内で身を切る努力というのをまだ温暖化対策に関してはしていないんだと僕は思うんです。それをこれから26%というかなりの削減をしていく、それも我が国独自ではできないと言っていますけれども、26%を海外だけで済むという話ではないわけで、我が国の国内で相当再生可能エネルギーを普及させなければ、これはつじつまが合わないはずであります。国全体が抱えている大きな問題の中で、埼玉県の特徴を生かしてどう取り組むかという、先ほどエコタウン課長からもお話ございましたけれども、風力や地熱はちょっと埼玉県には利がないけれども、バイオと太陽光で頑張ると、そうしたお話もございました。その辺はさらに今後、委員会で詰めていきながら、最終的な計画に仕立てていただければと思いますけれども、丸山委員いかがでございましょうか、よろしゅうございましょうか。

○丸山委員 とてもすごく深い問題だと思いますので、埼玉県はたくさん森があつて、それを整備することによって災害を防ぐための間伐作業が発生し、それを有効利用するためにバイオマスで燃やし

てエネルギーを生み出す。ただ、それはほかのものと比較してはやっぱり高コストなると思いますが、そこに生まれる雇用のプラス面もあります。埼玉県の災害も含めて森林を守っていくためにどう位置づけるかということだと思っんですね。コストだけで追及していくと、ちょっと違う方向にいつてしまうかなというふうに思っています。

○吉田会長 その辺の施策の意思決定も含めて、今後検討を深めていただければと思います。

大分時間が進みました、そのほか御発言ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

あえて、今日は結論めいたことは、まとめはいたしません。まだまだ審議会での審議が続くわけでございますから、この辺にして、一応、委員の先生方の御意見は承ったということにさせていただきたいと思っいます。

県におかれましては、繰り返しになりますけれども、今後基本計画の改定案の検討を進められる際には、小委員会と本日のこの会議で出されました議論を踏まえて進めていただきたいというふうにご考えております。

本日予定しておりました正式の議題はこれで終了でございますが、そのほか事務局から何か連絡事項等ございますか。

○司会（森田） 特にございません。

○吉田会長 そうですか、わかりました。

それでは、正式の本日の議題はこれで終了いたしますが、先ほど冒頭からお話ございましたように、本日のこのお集まりのメンバーは今期第11期でございますかね、委員の会合での最後でございます。引き続き委員をお務めいただく方々もでございますけれども、本日で最後になる方もおられますので、御出席の先生の中で御発言を最後に、リタイアされる先生は私も含めてでございますけれども、には御発言をお願いをいたしたいと思っわけでございます。

順にお名前を申し上げますので、一言、御挨拶を賜ればと思っっております。

まず、大塚委員、お願いいたします。

○大塚委員 中央温泉研究所、大塚でございます。

今までのいろんな貴重なお話お聞きしまして、私自身いろんな刺激を受けました。大変お世話になりました。ありがとうございました。

○吉田会長 それでは、小野先生、お願いします。

○小野委員 環境基本計画のある程度の枠組みがつくれたとは思っすけれども、先ほど丸山委員がおっしゃったようにこれを実行するための本来の実施計画みたいなのが必要なわけですよ。絵に描いた餅にならないように、これを実行するための筋書きとか実行計画がきちんとなされることを期待しております。よろしくお願っいたします。

○吉田会長 関口委員、お願いいたします。

○関口委員 埼玉大学の関口です。

環境審議会は私自身初めてやらせていただきまして、正直いうと非常に勉強になりましたというところですよ。あとは自分の今までやってきた研究、その他の部分でいろいろ、役に立ったかどうかは別

ですが、それなりにいろいろ意見が盛り込んでいただけたり、そういうところは非常に勉強になったし、非常に役に立てた部分もあったんじゃないかなと思っているところであります。

今回の環境基本計画の部分は非常に大きな仕事で小委員会のほうもさせていただいて、今までは外から、冊子はよくいただくことがあるので見ていたんですが、その中にかかわって今後県政がどのように変わっていくのかにますます重要性も感じましたし、今後いろいろまたどこかで御協力できたらなという部分もすごく強くなりました。今後ともよろしくお願ひしますというか、審議会はこれで終わりになりますけれども、今後ともよろしくお願ひいたします。

○吉田会長 矢作委員、お願ひします。

○矢作委員 農業は別名、環境産業とも言われるわけですが、そういった意味ではこの審議会におきましていろいろ皆様に勉強させていただいたということでございます。大変皆様にはお世話になったことを改めてお礼申し上げまして挨拶とします。どうもありがとうございました。

○吉田会長 新井委員もリタイアされる予定でございますけれども、本日お帰りになってしまいました残念でございますが、それから、公募委員としてお加わりいただきました鈴木委員と丸山委員も今回で退任されます。お二方からそれぞれ御挨拶をお願ひしたいと思います。

鈴木委員、お願ひいたします。

○鈴木委員 公募委員の鈴木でございます。

環境基本計画小委員会にも参加させていただいて、大変すばらしい経験をさせていただくとともに、委員の皆様はじめ県の職員の皆さんの御苦労もかいま見ることができました。これからも地球温暖化、また環境保全といった部分で私なりに頑張っていきたいと、このように思っております。ありがとうございました。

○吉田会長 丸山委員、お願ひします。

○丸山委員 私、どうも場違いのようなところにきまして、主婦の感覚で何かできることが、勉強できたらいいなと思って参加させていただきました。毎回資料を拝見させていただくと緻密にやっている皆さんの仕事がとても見えました。それでどういう心境かといいますと、車の運転で高速道路に脇道から入るような緊張がありました。

それから、言葉の使い方というのもちろんと何かそれなりのものがあって、簡単に質問ができない雰囲気もあったので、自分の委員としての役割を果たせなかったと思っています。皆さんに御迷惑をおかけしました。

論外のお話になりますが外来種の駆除対策のことでちょっとコメントです。友達が町田に家を持っていました、そこにハクビシンが入ってしまっていて、そこを気づかないうちに2年ぐらいたったそうです。それで、町田市の役所に相談したら、捕獲するかごのような器具を貸してくれたが、自分たちでは駆除もできないので結局は民間の業者さんをお願いして、金額が30万円近くかかったそうです。それは市のほうからもう何の補助もなく高額な出費となり身近な問題だなと感じた次第でございます。皆さん、本当に御迷惑をおかけしまして申しわけありませんでした。ありがとうございました。

○吉田会長 ありがとうございます。

本日は御欠席でございますけれども、小口委員、それから滝澤委員、菱沼委員の3名の方々も今回

をもって御退任をされる予定でございます。

最後、私が御挨拶をさせていただきます。2年間、会長を務めさせていただきました、本日で退任をさせていただきます。つたない司会役でございまして、皆様方には御不満も多かったかと思えますけれども、審議に御協力いただきましてありがとうございました。

今、皆様方からのいろいろな声の中で振り返ってみると私自身思うのは、これだけ千差万別の環境の議論を1つの部屋の中でできるという場は実際余りございません。廃棄物だったら廃棄物だけ、リサイクルだったら今日は家電リサイクルにするか、明日は容器包装リサイクルの話、縦割りになってしまう。自然保護の話も温暖化の問題も水も大気も温泉の利用まで、さまざまな話が出てくる、森林の保全とバイオの話をクリックして議論ができる場、あるいは市民の感覚で環境をぶった切るといふんじゃないですけれども、メスを入れる発言が出てくる場というのは、そう世の中で多いものではないでございます。ぜひ、埼玉県この環境審議会が今後も幅広く、しかも掘の深い議論を展開して政策の推進の力となることを期待して最後の言葉といたします。どうもありがとうございました。

じゃ、マイクをお返しします。

○司会（森田） ありがとうございました。

最後になりますが、宍戸部長から皆様にお礼の御挨拶をいたします。

○宍戸環境部長 熱心な御協議ありがとうございました。委員の皆様の一言、一言が私どもの職員みんなの心と頭に残っておりますので、できる限り多くの意見を上げさせていただきたいというふうに思っています。

特に1点おわびを申し上げたいのは、丸山委員にもしそういう高速道路に入る初心者の方というイメージを与えたのであれば、これはおわびを申し上げます、申しわけありません。私も職員一同反省してですね、次回の審議会はそういうことがないように、なるべく言葉もわかりやすく議論に入りやすいような雰囲気を持ってまいりますので、まことに申しわけありませんでした。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

当審議会、任期の中で、この委員会では地球温暖化の対策の実行計画ですとか、あるいは廃棄物の計画ですとか、いろんな多岐にわたる御議論をいただきました。非常に難しい議論、1つをとっていろいろな方の相反する意見が出てくるものですから、その中でこの審議会の中で皆さんで意見を集約させていただきました。どうもありがとうございました。重ねてお礼を申し上げます。

今後とも、ここで終了される皆様には、今後ともこの外からひとついろいろな御意見を賜りますようお願い申し上げます。また、引き続きまして12期もお願いする皆様には、今後ともこの環境基本計画、まだまだ議論していきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○司会（森田） 以上をもちまして平成28年度第1回環境審議会を終了させていただきます。大変お疲れさまでございました。

午前11時50分閉会